

# 再評価に係る県知事等意見

3 建企第 4 0 6 号  
令和 3 年 11 月 25 日

中部地方整備局長 殿

愛知県知事  
(公印省略)

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）  
の作成に係る意見聴取について（回答）

令和 3 年 1 1 月 1 7 日付け国部整企画第 8 9 号の意見聴取について、別紙  
のとおり回答します。

担 当 建設局土木部建設企画課  
企画第二グループ（山本）  
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 6 1 1

(別紙)

事業名	意見
衣浦港武豊北 ふ頭地区国際 物流ターミナル 整備事業	<p>「対応方針(原案)」に対して異義はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="470 465 1362 555">1 なお、衣浦港を利用する船舶の大型化に対応するため、航路・泊地の拡幅を引き続き推進していただきたい。</li><li data-bbox="470 600 1362 734">2 また、事業実施にあたっては、今後も県との十分な調整をしていただき、一層のコスト縮減など、より効率的な事業推進に努められるようお願いしたい。</li></ol>

県土第 26-21号  
令和3年11月25日

国土交通省中部地方整備局長 様

三重県知事 一見 勝之

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成  
に係る意見聴取について（回答）

令和3年11月17日付け国部整企画第89号で依頼のありましたこのこと  
につきまして、下記により回答いたします。

## 記

### 1 一般国道1号 北勢バイパス

#### (1) 回答

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について異存ありません。

#### (2) 意見

本事業は、国道1号、国道23号の交通渋滞緩和や災害時の復旧・支援  
ルートの確保、さらには地域活性化の支援を図るための重要なバイパス事  
業です。

今後も引き続き、当県と十分な調整をしていただき、市道日永八郷線～  
国道477号バイパス間の令和6年度の開通に向けた事業の確実な推進とと  
もに、早期全線完成に向けた事業の推進をお願いいたします。

### 2 一般国道23号 鈴鹿四日市道路

#### (1) 回答

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について異存ありません。

#### (2) 意見

本事業は、国道23号の交通渋滞緩和や災害時の復旧・支援ルートの  
確保、さらには地域活性化の支援を図るための重要なバイパス事業です。

今後も引き続き、当県と十分な調整をしていただき、早期全線完成に向  
けた事業の確実な推進をお願いいたします。

### 3 一般国道23号 中勢道路

#### (1) 回答

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について異存ありません。

#### (2) 意見

本事業は、国道23号の交通渋滞緩和や災害時の復旧・支援ルートの確保、さらには地域活性化の支援を図るための重要なバイパス事業です。

今後も引き続き、当県と十分な調整をしていただき、鈴鹿市北玉垣町～鈴鹿市野町間の令和5年度の開通に向けた事業の確実な推進をお願いいたします。

また、既供用区間の立体化や4車線化等の渋滞対策の推進もお願いいたします。

事務担当

三重県 県土整備部

公共事業運営課 公共事業運営班

TEL 059-224-2915

FAX 059-224-3290

国土交通省中部地方整備局長  
堀田 治 様

静岡県知事 川勝 平太



中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る  
意見聴取について（回答）

令和 3 年 11 月 17 日付け国部整企画第 89 号で依頼のあった標記の件について、  
下記のとおり回答します。

記

1 道路事業「一般国道 138 号 須走道路」  
再評価対応方針（原案）に係る意見

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について、異存ありません。

本事業は、山梨県と静岡県を結ぶ国道 138 号のバイパス事業であり、東富士五湖道路を經由して中央自動車道と新東名高速道路を結ぶ広域ネットワークを形成します。

本年 4 月に須走道路と御殿場バイパス（西区間）の一部が暫定 2 車線で供用されたことにより、周辺道路の交通渋滞が緩和されました。さらに、富士山周辺の観光振興や地域活性化、災害に強い道路機能の強化など多様な効果が期待され、当該地域の発展と安全・安心に寄与する重要な事業です。

本事業の整備効果が早期に発現できるよう、引き続き必要な予算の確保とコスト縮減の徹底に努め、事業を推進するようお願いします。

また、各年度の事業実施に当たっては、引き続き本県と十分な調整をお願いします。

2 道路事業「一般国道 138 号 御殿場バイパス（西区間）」  
再評価対応方針（原案）に係る意見

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について、異存ありません。

本事業は、山梨県と静岡県を結ぶ国道 138 号のバイパス事業であり、東富士五湖道路を經由して中央自動車道と新東名高速道路を結ぶ広域ネットワークを形成します。

本年 4 月に須走道路と御殿場バイパス（西区間）の一部が暫定 2 車線で供用されたことにより、周辺道路の交通渋滞が緩和されました。さらに、富士山周辺の観光振興や地域活性化、災害に強い道路機能の強化など多様な効果が期待され、当該地域の発展と安全・安心に寄与する重要な事業です。

本事業の整備効果が早期に発現できるよう、引き続き必要な予算の確保とコスト縮減の徹底に努め、事業を推進するようお願いします。

また、各年度の事業実施に当たっては、引き続き本県と十分な調整をお願いします。